



日本少林武術連盟
Japan Shaolin Wushu Federation

會員規約

目次

第一章 総則

第一条	名称
第二条	目的
第三条	所在地
第四条	組織
第五条	事業

第二章 会員

第六条	会員の種類
第七条	会員の資格
第八条	入会手続き
第九条	会費
第十条	会員の権利
第十一条	会員の義務
第十二条	休会・復会
第十三条	脱退
第十四条	除名

第三章 役員

第十五条	役員の種類と定数
第十六条	役員の選任
第十七条	役員の職務
第十八条	役員の任期
第十九条	役員の解任
第二十条	役員の報酬等

第四章 会議

第二十一条	会議の種類
第二十二条	総会の種別及び開催
第二十三条	総会の招集
第二十四条	総会の議長
第二十五条	総会の定足数
第二十六条	総会の議決

- 第二十七条 議事録
- 第二十八条 理事会の種別及び開催
- 第二十九条 理事会の招集及び議長
- 第三十条 理事会の議決
- 第三十一条 書面表決等

第五章 資産及び会計

- 第三十二条 資産の構成
- 第三十三条 資産の管理
- 第三十四条 会計年度
- 第三十五条 事業計画及び収支予算
- 第三十六条 事業報告及び収支決算
- 第三十七条 会計監査

第六章 規約の変更及び解散

- 第三十八条 規約の変更
- 第三十九条 連盟の解散
- 第四十条 残余財産の処分

第七章 補則

- 第四十一条 細則
- 第四十二条 個人情報の取り扱い
- 第四十三条 秘密保持義務及び損害賠償
- 第四十四条 免責事項
- 第四十五条 準拠法及び管轄裁判所
- 第四十六条 附則

第一章 総則

第一条（名称）

本連盟は、日本少林武術連盟（Japan Shaolin Wushu Federation）と称する。
（以下、「本連盟」という。）

第二条（目的）

本連盟は、中国武術・少林拳の本質を深く探究し、
心身の鍛錬を通じて武術文化の普及発展に寄与することを目的とする。

第三条（所在地）

本連盟は、主たる事務所を大阪府大阪市淀川区加島1丁目57-1に置く。

第四条（組織）

本連盟は、前条の主たる事務所のほか、
理事会の議決により支部を設置することができる。

第五条（事業）

本連盟は、第二条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 中国武術・少林拳の指導、普及活動
2. 国内外の武術団体との交流活動
3. 武術大会、演武会の企画・開催
4. 指導員の育成および資質向上に関する事業
5. その他、本連盟の目的達成に必要な事業

第二章 会員

第六条（会員の種類）

本連盟の会員は、以下の2種とする。

1. 正会員：本連盟の目的に賛同し、所定の入会手続きを経て入会を承認された者。
 - ・一般会員：中国武術・少林拳の指導を受ける生徒。
 - ・指導員：連盟の指導者として活動する者。
2. 賛助会員：本連盟の活動を賛助するために入会を承認された者。
（法人・個人問わず）

第七条（会員の資格）

1. 本連盟の会員は、本連盟の目的に賛同し、本規約を遵守することを誓約する者とする。
2. 正会員は、心身ともに健康であり、医師から武術活動を禁じられていない者とする。
3. 未成年者が正会員となる場合は、親権者または法定代理人の同意を必要とする。
4. 指導員は、別途定める指導員規程の資格要件を満たす者とする。

第八条（入会手続き）

1. 本連盟に入会を希望する者は、別途定める入会申込書に必要事項を記入し、連盟に提出するものとする。
2. 入会申込書を受理後、連盟が適当と認めた場合に、入会を承認する。
3. 入会希望者は、連盟が指定する入会金および会費を所定の期日までに納入しなければならない。

第九条（会費）

1. 会員は、本連盟の運営費として以下の会費を所定の期日までに納入しなければならない
 1. 入会費：5,000円
 2. 年会費：年額 3,000円（毎年3月31日までに納入）
 3. 月会費：中学生以下 月額 5,000円～
高校生以上 月額 6,000円～（毎月末までに翌月分を納入）
 4. スポーツ安全保険費：中学生以下 年額 800円
高校生以上 年額 2,000円（毎年3月31日までに納入）
2. 納入された会費は、いかなる理由においても返還しない。
ただし、連盟の責めに帰すべき理由による場合、または規約に別途定める場合を除く。
3. 会費の変更は、総会の決議によるものとし、事前に会員に通知する。
4. その他、大会参加費、用具代などの実費は別途徴収する場合がある。

第十条（会員の権利）

1. 正会員は、本連盟の指導を受けることができる。
2. 正会員は、本連盟が主催または共催する各種行事に参加することができる。
3. 正会員は、本連盟の運営に関する意見を述べることができる。
（議決権は総会規程で定める）

第十一条（会員の義務）

1. 会員は、本規約、その他連盟が定める規則および指導員の指示を遵守しなければならない。
2. 会員は、会費を滞りなく納入しなければならない。
3. 会員は、連盟の目的達成のために活動に協力するよう努めなければならない。

第十二条（休会・復会）

1. 正会員が病気やその他やむを得ない事由により、1ヶ月以上継続して活動を休止する場合は、所定の休会届を連盟に提出し、承認を得なければならない。
2. 休会中の会費については、月額1,000円の徴収とする。
3. 休会期間が終了し、復会を希望する場合は、所定の復会届を提出し、連盟の承認を得なければならない。

第十三条（脱退）

1. 会員は、任意の理由により本連盟を脱退することができる。
2. 脱退を希望する会員は、原則として脱退希望月の月末までに、所定の脱退届を連盟に提出しなければならない。
3. 脱退する会員は、連盟に対する未納の会費その他債務がある場合は、これを完済しなければならない。
4. 納入済みの会費は、いかなる理由においても返還しない。
5. 連盟の所有物である貸与品（武具、防具など）がある場合は、脱退日までに返還しなければならない。

第十四条（除名）

1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の議決を経て、連盟から除名することができる。
 1. 本規約、その他連盟が定める規則に重大に違反した場合
 2. 会費を3ヶ月以上滞納し、催告に応じない場合
 3. 本連盟の目的を著しく損なう行為、または連盟の名誉を著しく傷つける行為があった場合
 4. その他、会員として不適当と認められる事由がある場合
2. 除名にあたっては、当該会員に事前に通知し、弁明の機会を与えるものとする。
3. 除名された会員は、納入済みの会費の返還を請求することはできない。
4. 除名された会員は、連盟に対する全ての権利を失い、未納の会費その他債務がある場合は、これを直ちに完済しなければならない。

第三章 役員

第十五条（役員の種類と定数）

1. 本連盟に、次の役員を置く。
 - ・会長 1名
 - ・理事 1名以上5名以内（会長を含む）
 - ・監事 1名以上3名以内
2. 会長は、本連盟の代表とする。

第十六条（役員の選任）

1. 会長、理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。
2. 理事は、互選により副会長を置くことができる。
3. 役員は、相互に兼ねることができない。

第十七条（役員の職務）

1. 会長は、本連盟を代表し、連盟の業務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び総会の議決に基づき、連盟の業務を執行する。
4. 監事は、連盟の会計および業務執行の状況を監査する。

第十八条（役員の任期）

1. 役員の任期は、選任後2年とする。
2. ただし、再任を妨げない。
3. 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 役員は、その任期満了後も、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第十九条（役員の解任）

1. 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。
 1. 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 2. 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
 3. その他、役員としてふさわしくない行為があったとき。
2. 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えるものとする。

第二十条（役員の報酬等）

1. 役員の報酬は、総会の決議により定める。
2. 役員が職務を行うために要した費用については、実費を弁償することができる。

第四章 会議

第二十一条（会議の種類）

1. 本連盟の会議は、総会及び理事会とする。
2. 総会は、正会員をもって構成する。
3. 理事会は、会長及び理事をもって構成する。

第二十二条（総会の種別及び開催）

1. 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
2. 定期総会は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催する。
3. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 1. 理事会が必要と認めたとき。
 2. 監事から総会の招集請求があったとき。
 3. 正会員の5分の1以上の者から、会議の目的である事項を示して請求があったとき。

第二十三条（総会の招集）

1. 総会は、会長が招集する。
2. 総会を招集するときは、会議の目的である事項、日時及び場所を記載した書面をもって開催日の7日前までに、正会員に通知しなければならない。

第二十四条（総会の議長）

1. 総会の議長は、当該総会において、出席正会員の中から選任する。

第二十五条（総会の定足数）

1. 総会は、正会員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
ただし、書面表決者及び代理人による出席者を含むものとする。

第二十六条（総会の議決）

1. 総会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
2. 次の事項については、前項の規定にかかわらず、出席した正会員の3分の2以上の同意（特別決議）を必要とする。
 1. 規約の変更
 2. 連盟の解散
 3. 役員の解任
 4. その他、総会が特に重要と認めた事項

第二十七条（議事録）

1. 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。
2. 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した正会員のうち2名以上の署名又は記名押印をもって、これを証するものとする。
3. 議事録は、連盟の主たる事務所に備え置き、正会員から閲覧の請求があった場合は、これを閲覧に供しなければならない。

第二十八条（理事会の種別及び開催）

1. 理事会は、定期理事会及び臨時理事会とする。
2. 定期理事会は、原則として毎月1回開催する。
3. 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 1. 会長が必要と認めたとき。
 2. 理事の3分の1以上から、会議の目的である事項を示して請求があったとき。
 3. 監事から理事会の招集請求があったとき。

第二十九条（理事会の招集及び議長）

1. 理事会は、会長が招集する。
2. 理事会を招集するときは、会議の目的である事項、日時及び場所を記載した書面をもって、開催日の3日前までに、理事に通知しなければならない。
3. 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

第三十条（理事会の議決）

1. 理事会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除き、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
2. 理事会は、この規約に定めるもののほか、総会の議決した事項の執行に関する事項、その他総会の議決を要しない連盟の業務の執行に関する事項を議決する。

第三十一条（書面表決等）

1. やむを得ない事由により会議に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法により議決権を行使し、または他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。
2. 前項の場合において、第25条（総会の定足数）及び第30条（理事会の議決）の規定の適用については、出席したものとみなす。

第五章 資産及び会計

第三十二条（資産の構成）

1. 本連盟の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 1. 入会金及び会費
 2. 事業活動に伴う収入
 3. 寄付金品
 4. 資産から生じる収入
 5. その他の収入

第三十三条（資産の管理）

1. 本連盟の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決を経て定める。
2. 資産は、連盟の目的に合致する事業活動にのみ使用するものとする。

第三十四条（会計年度）

1. 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第三十五条（事業計画及び収支予算）

1. 本連盟の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に会長が作成し、理事会の承認を経て、総会の承認を得なければならない。
2. 予算作成においては、連盟の目的に資する活動に最大限配慮するものとする。

第三十六条（事業報告及び収支決算）

1. 本連盟の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、会長が作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を得た上で、定期総会において報告し、その承認を得なければならない。
2. 決算に剰余金が生じた場合は、理事会の議決により、翌年度に繰り越すか、連盟の事業活動のために積立てるものとする。

第三十七条（会計監査）

1. 監事は、本連盟の会計及び資産の状況を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。
2. 監事は、いつでも会計帳簿及び関係書類の閲覧を請求することができる。

第六章 規約の変更及び解散

第三十八条（規約の変更）

1. 本規約は、総会において、第26条第2項に定める特別決議（出席正会員の3分の2以上の同意）をもって変更することができる。
2. 規約の変更を行う際は、変更内容を事前に正会員に通知しなければならない。

第三十九条（連盟の解散）

1. 本連盟は、次の各号のいずれかに該当する場合に解散する。
 1. 総会において、第26条第2項に定める特別決議（出席正会員の3分の2以上の同意）による解散。
 2. 本連盟の目的である事業の成功の不能。
 3. 正会員がゼロになったとき。
2. 前項第1号の規定により解散した場合は、会長が解散の登記を行うものとする。

第四十条（残余財産の処分）

1. 本連盟が解散した場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、本連盟の目的と類似の目的を持つ他の団体、または国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

第七章 補則

第四十一条（細則）

1. 本規約の施行に関する細則、及び本規約に定めのない事項については、理事会の議決を経て、会長が別に定める。
2. 細則は、この規約に抵触してはならない。

第四十二条（個人情報の取り扱い）

1. 本連盟は、会員の個人情報について、個人情報保護関連法令及び連盟の別途定める個人情報保護方針に基づき、適正に取り扱うものとする。
2. 会員は、自己の個人情報が連盟の活動に必要な範囲内で利用されることに同意するものとする。

第四十三条（秘密保持義務及び損害賠償）

1. 会員及び役員は、本連盟の活動を通じて知り得た、以下の情報を含む一切の秘密情報（公知の情報を除く）を、本連盟の承諾なくして第三者に開示、提供、漏洩し、または本連盟の活動以外の目的で利用してはならない。
 - ・ 本連盟独自の指導ノウハウ、カリキュラム、未公開の套路（型）に関する情報
 - ・ 本連盟の運営マニュアル、マーケティング戦略、会員募集に関する計画、財務情報、その他内部運営に関する機密情報
 - ・ 会員、保護者、指導員、関係者の個人情報（氏名、連絡先、健康情報、支払い情報など）
 - ・ その他、本連盟が書面または電磁的記録により秘密情報として指定した情報
2. 前項に定める秘密保持義務に違反し、本連盟に損害を与えた会員または役員は、本連盟に対し、その損害を賠償する責任を負うものとする。
3. 本連盟は、情報漏洩により生じる具体的な損害の立証が困難な場合、その損害額を合理的に算定した上で、請求できるものとする。特に会員の個人情報が漏洩した場合において、その損害の性質上、損害額の立証が困難であるときは、情報が漏洩した個人情報1件につき30,000円を、損害賠償額の予定として請求できるものとする。ただし、当該違約金は、実際の損害額を超えるものではない。

第四十四条（免責事項）

1. 本連盟の活動において生じた事故、怪我、紛失等について、連盟は、連盟の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負わないものとする。
2. 会員は、自己の健康状態に留意し、無理のない範囲で活動に参加するものとし、自己の安全管理に責任を負うものとする。

第四十五条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本規約の解釈に疑義が生じた場合、日本法を準拠法とする。
2. 本規約に関する一切の紛争については、本連盟の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第四十六条（附則）

1. この規約は、2026年4月1日から施行する。